

令和 2年 7月 1日

お取引先様 各位

株式会社パシフィックソーワ

7月以降の業務体制について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、緊急事態宣言後社会的責任の観点より政府および各自治体の要請に協力すべく在宅勤務を実施し、移動をともなう業務は停止しておりました。緊急事態宣言の解除、東京アラートの解除などを受けて7月以降の業務体制を以下の通り見直しましたのでご案内いたします。

お取引先様にはご不便をおかけしておりますが、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

【運用開始日】

- ・2020年7月1日(水)より

【今後の体制】

- ・国内の移動をともなう業務に関しては、県境を跨ぐ移動も含め制限を解除します。
(但し、感染が多発している地域への移動又は地域からの移動については、一部制限をする場合がございます。)
- ・海外への渡航は、引き続き禁止としております。
- ・社員の出勤率を80%以下に抑える為に、引き続き「時差出勤」や「在宅勤務」を実施します。
- ・ご来社の際は、事前に弊社担当者までご連絡をお願い致します。また、マスクの着用をお願いするとともに、体調の様子をお伺いさせていただきますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

【業務に関する連絡先】

業務に関するお問い合わせは、ホームページに掲載しております各事業所へご連絡願います。

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社パシフィックソーワ
総務部

TEL 03-4243-1234 FAX 03 - 4243 - 1235

以 上